

Ⅲ 条例等

○上越市立歴史博物館条例

昭和47年3月29日

条例第23号

改正 昭和51年3月31日条例第14号

昭和55年3月25日条例第16号

平成13年3月28日条例第20号

平成17年3月29日条例第22号

平成29年12月15日条例第44号

令和元年12月19日条例第124号

（設置）

第1条 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、市民の教育、学術及び文化の向上を図るため、歴史博物館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 歴史博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上越市立歴史博物館	上越市本城町7番7号

（事業）

第3条 上越市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 郷土を主とした歴史、民俗、考古、スキー等に関する資料（以下「資料」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 資料の調査研究に関すること。
- (3) 資料の利用についての必要な説明、助言、指導等に関すること。
- (4) 資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。
- (5) 資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- (6) その他目的達成に必要な事業

（開館時間）

第4条 歴史博物館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 歴史博物館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

（入館の制限）

第6条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と認められる者に対しては、歴史博物館への入館を拒み、又は歴史博物館からの退館を命ずることができる。

（観覧料）

第7条 歴史博物館に入館して資料を観覧しようとする者は、別表に掲げる観覧料を納付しな

なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別展示の資料を観覧しようとする者は、そのつど市長が定める観覧料（次条において「特別観覧料」という。）を納付しなければならない。

（観覧料の減免）

- 第8条 前条第1項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項に規定する観覧料の全部又は一部を減免することができる。

（観覧料の還付）

- 第9条 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、還付することができる。

（損害賠償）

- 第10条 故意又は過失により、歴史博物館の施設、設備、資料等を破損し、滅失し、又は汚損した者に対しては、その損害を賠償させるものとする。

（委任）

- 第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第14号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年条例第16号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第20号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成13年規則第45号で平成13年9月29日から施行）

附 則（平成17年条例第22号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月21日から施行する。

（上越市博物館協議会条例の一部改正）

- 2 上越市博物館協議会条例（昭和62年上越市条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第124号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

区分	個人	団体（20人以上の団体）
一般	510円	1人につき410円
小学生・中学生・高校生	260円	1人につき210円

備考

- 1 高田城三重櫓やぐら条例（平成5年上越市条例第13号）第6条に規定する入館料を同時に納付する場合にあっては、この表中「510円」とあるのは「390円」と、「260円」とあるのは「200円」とする。
- 2 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

○上越市立歴史博物館規則

昭和47年3月31日

教委規則第10号

改正 昭和48年4月18日教委規則第4号

昭和51年3月31日教委規則第5号

平成6年9月14日教委規則第5号

平成13年3月30日教委規則第4号

平成17年3月30日教委規則第5号

平成30年5月16日教委規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、上越市立歴史博物館条例（昭和47年上越市条例第23号）第11条の規定に基づき、上越市立歴史博物館（以下「歴史博物館」という。）の利用等について必要な事項を定めるものとする。

（資料の貸出し）

第2条 調査研究等のため、教育委員会が特に必要と認めた場合は、資料の貸出しを行うことができる。

（資料の寄贈及び委託）

第3条 歴史博物館に、資料の寄贈又は委託をすることができる。

2 資料の寄贈又は委託をしようとする者は、教育委員会の承認を得なければならない。

3 資料の寄贈又は委託に要する経費は、原則として寄贈者又は委託者の負担とする。

4 資料の委託を受けたときは、受託証を交付する。

（委託資料の取扱い）

第4条 委託資料は、歴史博物館の一般資料と同一の取扱いをするものとする。ただし、第2条の規定により貸出しを行うときは、委託者の承認を得なければならない。

（委託物の免責）

第5条 委託資料が、天災その他の不可抗力によって損失を受けても、教育委員会は、その責めを負わない。

（禁止行為）

第6条 歴史博物館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 歴史博物館内の風紀秩序を乱し、及び他の利用者に迷惑を及ぼす行為

(2) 火気を使用すること。

(3) 指定された場所以外で飲食をすること。

(4) 次に掲げる行為で許可を受けないもの

ア 物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。

イ 販売及び書籍等への掲載を目的として撮影すること。

(5) その他歴史博物館の管理上支障があると認められる行為

（委任）

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年教委規則第5号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第5号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、上越市立総合博物館条例の一部を改正する条例（平成13年上越市条例第20号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成13年9月29日）

附 則（平成17年教委規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第7号）

この規則は、平成30年7月21日から施行する。ただし、第1条中上越市立総合博物館規則第7条の改正規定及び第2条中上越市博物館協議会規則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

○上越市博物館協議会条例

昭和62年3月25日

条例第9号

改正 平成12年3月24日条例第7号

平成24年3月26日条例第4号

平成29年12月15日条例第44号

（目的）

第1条 この条例は、博物館法（昭和26年法律第285号）第22条の規定に基づき、博物館協議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 上越市立歴史博物館及び上越市立水族博物館の運営に関し、館長の諮問に應ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関として上越市博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募に応じた市民

（委員長及び副委員長）

第4条 協議会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長及び副委員長の任期は、委員の在任期間とする。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会議その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（委員）

第5条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 会議は、定例会及び臨時会とし、委員長が招集する。

- 2 定例会は、年2回とし、臨時会は、必要に応じて招集する。
- 3 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、別に条例の定めるところによる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 上越市立総合博物館協議会条例（昭和47年上越市条例第24号）
 - (2) 上越市立水族博物館協議会条例（昭和55年上越市条例第15号）

附 則（平成12年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則（平成24年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の規定による改正後の上越市立公民館条例第7条、第2条の規定による改正後の上

越市博物館協議会条例第3条及び第3条の規定による改正後の上越市立図書館条例第13条の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員について適用し、同日前に委嘱され、又は任命された委員については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第44号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年7月21日から施行する。

○上越市博物館協議会規則

平成27年3月30日

教委規則第4号

改正 平成30年5月16日教委規則第7号

（趣旨）

第1条 この規則は、上越市博物館協議会条例（昭和62年上越市条例第9号）の規定に定めるもののほか、上越市博物館協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（部会）

第2条 協議会に部会として歴史博物館部会及び水族博物館部会を置く。

2 部会に属する委員は、委員長が指名する。

（部会の所掌事項）

第3条 部会の所掌事項は、次の各号に掲げる部会の区分に応じ、当該各号に定める事項及び協議会が必要と認める事項とする。

(1) 歴史博物館部会 上越市立歴史博物館の運営及び事業の充実に必要な事項

(2) 水族博物館部会 上越市立水族博物館の運営及び事業の充実に必要な事項

（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、当該部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（部会の会議）

第5条 部会の会議は、部会長が議長となる。

2 会議は、当該部会に属する委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

（関係者の出席等）

第6条 部会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

（部会の報告）

第7条 部会長は、部会における審議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年教委規則第7号）

この規則は、平成30年7月21日から施行する。ただし、第1条中上越市立総合博物館規則第7条の改正規定及び第2条中上越市博物館協議会規則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

○日本スキー発祥記念館条例

平成4年3月25日

条例第15号

改正 平成9年3月27日条例第14号

平成13年3月28日条例第12号

平成25年9月30日条例第46号

平成27年3月27日条例第20号

平成28年3月23日条例第22号

令和元年12月19日条例第125号

（設置）

第1条 日本におけるスキー発祥地として、スキーの歴史の変遷に関する資料等を保存・展示することにより、郷土に対する認識を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、記念館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日本スキー発祥記念館	上越市大貫二丁目18番37号

（開館時間）

第3条 日本スキー発祥記念館（以下「スキー発祥記念館」という。）の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 スキー発祥記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と認められる者に対しては、スキー発祥記念館への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（観覧料）

第6条 スキー発祥記念館に入館して展示資料を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別展示の展示資料を観覧しようとする者は、その都度市長の定める観覧料を納付しなければならない。

（観覧料の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合（特別展示の観覧の場合を除く。）は、当該各号に定める額を免除し、又は減額することができる。

- (1) 上越市立の学校の児童、生徒及びこれらの引率者が学校の年間指導計画により実施する見学等のため入館する場合 観覧料の全額
- (2) その他市長が必要と認める場合 必要と認める額

（観覧料の還付）

第8条 納付した観覧料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるときは、還付するものとする。

（損害賠償）

第9条 故意又は過失によりスキー発祥記念館の施設、設備、展示資料等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第14号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第12号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第46号）

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成28年条例第22号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第125号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

別表（第6条関係）

区分	個人・団体の別	
	個人	団体 (20人以上の団体)
一般	460円	1人につき 310円
小学生・中学生・高校生	160円	1人につき 100円

○日本スキー発祥記念館条例施行規則

平成28年3月28日
教委規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、日本スキー発祥記念館条例（平成4年上越市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止行為）

第2条 日本スキー発祥記念館（以下「スキー発祥記念館」という。）においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) スキー発祥記念館内の風紀秩序を乱し、及び他の利用者に迷惑を及ぼす行為
- (2) 展示資料、施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (3) 次に掲げる行為で許可を受けないもの
 - ア 物品の販売若しくは陳列又は広告類の掲示若しくは配布をすること。
 - イ 販売及び書籍等への掲載を目的とする撮影をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食をすること。
- (5) 火気を使用すること。
- (6) その他スキー発祥記念館の管理上支障があると認められる行為

（資料の貸出し）

第3条 スキー発祥記念館で保管している資料は、調査研究等のため教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出しを行うことができる。

（資料の寄贈及び委託）

第4条 スキー発祥記念館に、教育委員会の承認を得て資料の寄贈又は委託をすることができる。

2 資料の寄贈又は委託に要する経費は、原則として寄贈者又は委託者の負担とする。

（委託資料の取扱い）

第5条 委託を受けた資料は、スキー発祥記念館で所有している資料と同様に取り扱うものとする。ただし、第3条の規定により貸出しを行うときは、委託者の承認を得なければならない。

（委託資料の免責）

第6条 委託を受けた資料が、天災その他の不可抗力によって損失を受けても、教育委員会は、その責めを負わない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

○高田城三重櫓^{やぐら} 条例

平成5年3月26日

条例第13号

改正 平成7年3月27日条例第17号

平成9年3月27日条例第2号

平成13年3月28日条例第5号

平成17年3月29日条例第22号

平成27年3月27日条例第21号

平成29年12月15日条例第44号

令和元年12月19日条例第76号

令和2年3月26日条例第7号

（設置）

第1条 郷土の歴史に対する認識を深め、教育、学術及び文化の向上を図るため、高田城三重櫓を設置する。

（名称及び位置）

第2条 高田城三重櫓の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
高田城三重櫓	上越市本城町6番1号

（開館時間）

第3条 高田城三重櫓（以下「三重櫓」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第4条 三重櫓の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日

(2) 休日の翌日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで

（入館の制限）

第5条 教育委員会は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不適当と認められる者に対しては、三重櫓への入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

（入館料）

第6条 三重櫓に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付しなければならない。

（入館料の減免）

第7条 前条の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、入館料の全部又は一部を減免することができる。

（入館料の還付）

第8条 納付した入館料は、還付しない。ただし、市長が災害その他特別の事情により還付することを適当と認めるときは、還付するものとする。

（損害賠償）

第9条 故意又は過失により三重櫓の施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月2日から施行する。

附 則（平成7年条例第17号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
 附 則（平成13年条例第5号）抄
 （施行期日）
- 1 この条例は、平成13年4月29日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 (1) 次項中高田城三重櫓条例（平成5年上越市条例第13号）第3条及び第4条の改正規定
 平成13年4月1日
 (2) 別表第1備考の規定（備考1の部分に限る。）及び次項中高田城三重櫓条例別表に備考を加える改正規定（備考1の部分に限る。） 上越市立総合博物館条例の一部を改正する条例（平成13年上越市条例第20号）の施行の日
 （施行の日＝平成13年9月29日）
 附 則（平成17年条例第22号）
 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
 附 則（平成27年条例第21号）
 （施行期日）
- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
 （適用区分）
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
 附 則（平成29年条例第44号）抄
 （施行期日）
- 1 この条例は、平成30年7月21日から施行する。
 附 則（令和元年条例第76号）
 （施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
 （適用区分）
- 2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。
 附 則（令和2年条例第7号）
 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

個人・団体の別 区分	個人	団体 (20人以上の団体)
一般	310円	1人につき 160円
高校生・中学生・小学生	160円	1人につき 80円

備考

- 1 上越市立歴史博物館条例（昭和47年上越市条例第23号）第7条第1項に規定する観覧料を同時に納付する場合にあっては、この表個人の欄中「310円」とあるのは「230円」と、「160円」とあるのは「120円」とする。
- 2 市内の小学校の児童及び中学校の生徒は、無料とする。

○高田城三重櫓^{やぐら} 条例施行規則

令和2年3月25日
教委規則第2号

（趣旨）

第1条 この規則は、高田城三重櫓条例（平成5年上越市条例第13号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（禁止行為）

第2条 高田城三重櫓（以下「三重櫓」という。）に入館する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 展示資料、施設、設備等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 許可を受けずに物品を販売し、若しくは陳列し、又は広告類を掲示し、若しくは配布すること。
- (3) その他三重櫓の管理上支障があると認められること。

（資料の貸出し）

第3条 三重櫓で保管している資料は、調査研究等のため教育委員会が特に必要と認めるときは、貸出しを行うことができる。

（資料の寄贈及び委託）

第4条 三重櫓に、教育委員会の承認を得て資料の寄贈又は委託をすることができる。

2 資料の寄贈又は委託に要する経費は、原則として寄贈者又は委託者の負担とする。

（委託資料の取扱い）

第5条 委託を受けた資料は、三重櫓で所有している資料と同様に取り扱うものとする。ただし、第3条の規定により貸出しを行うときは、委託者の承認を得なければならない。

（委託資料の免責）

第6条 委託を受けた資料が天災その他の不可抗力によって損失を受けても、教育委員会はその責めを負わない。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。